

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は6人とする。

(付則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第23条の規約を第26条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
3. 平成29年7月4日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、平成30年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する

。